

低所得者の第1号保険料軽減強化について

第7期介護保険料(17区分)

基準額

4,770円

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	平成30年度	
			保険料調整率	保険料(年額)
第1段階	本人非課税・世帯非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額※と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.45	25,700円
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.70	40,000円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.75	42,900円
第4段階	本人非課税・世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	51,500円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	57,200円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	68,600円
第7段階		合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.35	77,200円
第8段階		合計所得金額が150万円以上200万円未満	1.40	80,100円
第9段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.60	91,500円
第10段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.65	94,400円
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.75	100,100円
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	103,000円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	105,800円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	108,700円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	111,600円
第16段階		合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	117,300円
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	123,000円	

平成31年度(案)		平成32年度(案)	
保険料調整率	保険料(年額)	保険料調整率	保険料(年額)
平成30年度との差額		平成30年度との差額	
0.375	21,400円	0.30	17,100円
-4,300円		-8,600円	
0.575	32,900円	0.45	25,700円
-7,100円		-14,300円	
0.725	41,400円	0.70	40,000円
-1,500円		-2,900円	

※合計所得金額…「収入」から「必要経費など」を控除した額です。平成30年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。